

第1258回 高知市教育委員会11月定例会 議事録

1 開催日 令和3年11月22日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第44号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（継続審議）

日程第3 市教委第45号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について

日程第4 市教委第46号 高知市教育委員会請願処理規則の一部改正について

日程第5 市教委第47号 高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第6 市教委第48号 高知市立高等学校の教育職員の長期研修に関する規則の一部改正について

日程第7 市教委第49号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

日程第8 市教委第50号 高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について

日程第9 市教委第51号 高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	学校環境整備課G I G Aスクール統括監	市 原 俊 和
	青少年・事務管理課長	三 吉 正 純
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	教育研究所教育支援センター長	吉 本 恭 子
	学校教育課学力向上指導主幹	森 田 やよい
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	学校環境整備課情報整備担当係長	中 山 智 広
	学校教育課学校教育班指導主事	掛 水 さおり
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和3年11月22日（月） 午後3時～午後4時10分（たかじょう庁舎6階大会議室）

## 2 議事内容

開会 午後3時

### 山本教育長

ただいまから第1258回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員，よろしく願いいたします。

### 谷委員

はい。

### 山本教育長

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第44号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

この件につきましては，前回11月9日の臨時会からの継続審議となります。前回の臨時会において委員の皆様からいただいたご意見を受け，修正した箇所につきましてご説明させていただきます。

それでは，対象事務1「GIGAスクール構想推進事業」について，事務局から説明をお願いいたします。

### 学校環境整備課長

「GIGAスクール構想推進事業」について，修正した箇所を説明いたします。

資料は本日配布しました，ツーアップで印刷しました新旧対照となっている資料をお願いします。左側が修正前，右側が修正後となっています。また，修正した箇所は網掛けと下線で表示しています。資料の1ページ目ですが，表記の下の方では左右とも「3ページ」となっていますので，3ページ目と読ませさせていただきます。

それでは，3ページ目右側ですが，「一人1台」の「一人」をここは漢字で統一しました。3ページ目については以上です。

次に，4ページ目をお願いします。4ページ目の下の方，4「見直し」の(1)「取組を進めるに当たっての課題等」については，いくつか下線がありますが，ここは言い回しを修正したのみで内容に修正はありません。

次に，5ページ目をお願いします。4ページ目の最後，「オンライン授業の実現とその在り方が新たな課題となった」という文章から続く文書ですけれども，内容自体に大きな修正はありませんが，言い回しを修正しましたので少し読ませさせていただきます。「オンライン授業の実現とその在り方が新たな課題となった。しかし，児童生徒の家庭における通信環境は様々であり，常時接続が可能な家庭が限られていることが判明したことから，対面に限定しない「オンライン授業」を前提とした取組が必要となり，各学校が「オンライン授業」の準備を行い，児童生徒各自がデジタルドリルやGoogle Classroom, Google Meetなどのアプリを活用せざるを得ない状況となった。このように家庭におけるWi-Fi環境の有無が，学習環境に大きく影響を及ぼすことも新たな課題として浮彫になった。」と修正いたしました。

次に，(2)「改善策の検討」は小さな修正ですので省略します。

次、6ページ目をお願いします。6ページ目の提言①の「提言①に対応する取組」の2段目からです。こちらも内容に大きな修正はありませんが、言い回しを修正しましたので読ませさせていただきます。「このウェブサイトには教員の研修の材料となるようにICT活用のための手引書などを掲載しているが、まだまだ十分とは言えず、更なる内容の充実が必要である。教育研究所と十分に連携しながらニーズ把握を行い、手引書などの一層の充実を図っていくとともに、各校にて研修が実施できるよう体制を整えていく。」と修正いたしました。

次に、提言②の「提言②に対応する取組」の2段落目以降ですが、こちらも内容自体に修正はありませんが言い回しを修正しましたので、こちらも読ませさせていただきます。「なお、測定指標については、「主体的・対話的で深い学び」の評価方法を参照しながら、児童生徒の発達段階に応じた指標設定についても検討しつつ、学習成果の測定に資する目標値を段階的に設定していく。」と修正いたしました。

提言③の最後、「進めていく」とありますが、「進めることとする」を「進めていく」に修正をしました。

次、7ページ目をお願いします。「提言④に対する取組」ですが、「現在」を追加し、「動画配信サービス等において」の「等」を追加。また、「無数にある動画コンテンツの中から」を「これらの中から」に修正し、「ピックアップすることは非常に難しいものである」を「ピックアップすることは容易ではない」と修正しました。次に2段落目ですが、こちらも内容自体に修正はありませんが言い回しを修正しましたので、こちらも読ませさせていただきます。「優良サイトのリンク集があれば必要な情報にたどり着くことが可能になることからまずは、高知市立学校ICT活用推進協議会ウェブサイトを使用したサイトの評価コメントが入力できるシステムに改善できるか調査を進める。」と修正いたしました。

次に「提言⑤」ですが、「ライフワークバランスとの確保」を「ワークライフバランスの確保」に修正しました。「提言⑤に対応する取組」では、下から4行目、修正前の「人為的なミスがなくなり、業務を効率的に進めることができるようになるため」を「人為的なミスが入る余地もなく、効率的な業務推進につながり」に修正しました。

次に「提言⑥」ですが、「ネット回線ブロードバンド開通後」を「光回線開通後」に修正し、「対応する取組」につきましては、「令和4年3月までにブロードバンドが整備される見込み」を「令和4年3月までに光回線によるインターネット接続環境が整備される見込み」と修正しました。

次に、8ページ目をお願いします。「提言⑦に対応する取組」の2行目の真ん中付近、「公正に個別最適化され」を「個別最適化された」に修正し、「資質・能力が一層確実に育成されること」を、「資質・能力の確実な育成」に修正しました。次に4行目の「最先端教育のベストミックス」では、「最先端」の後に「教育」を追加しました。また、「教員の力を最大限に」を「指導力を最大限に」に修正しました。次に6行目の修正前、「GIGAスクール構想に係る取組を教育研究所による分析を基に」、少し飛ばしまして、最後、「必要なサポートを行っていくことが重要である」を「教育研究所」を削除し、「必要なサポート」は「サポート体制の構築」に修正いたしました。次に最後の行ですが、修正前の「教育の質の向上につながるよう、GIGAスクール構想の方向性としたい」を「教育の質の向上につながるものとの認識のもと、関係所課が連携し、適切に検討をしていきたい」に修正をいたしました。

次に「提言⑧に対する取組」については、内容は変わっていません。文言を一部修正しました。

最後、9ページ目をお願いします。ここは3ページと同じ内容ですが、「一人1台」の「一人」を漢字で統一したのみになります。

説明は以上です。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

## 西森委員

5ページの上から5行ほどいろいろ直していただいています。事前にいただいたときに違和感がありつつ、どうやって直そうか決まらなかったのもそのままにしていたのですが、すみません、今ちょっと提案があるので申し上げます。5ページ目の冒頭でいきなり「対面に限定しない」からスタートされてはどうかと思っていて、「対面に限定しない「オンライン授業」を前提とした取組を行うに当たっては、児童生徒各自がデジタルドリルやGoogle Classroom, Google Meetなどのアプリを活用する必要がある、それを踏まえて各学校が「オンライン授業」の準備を行っていく必要がある」というように直してはどうでしょうか。結局今までは、対面があつてなおかつ脇でこのタブレットを使う予定だったのが、そもそもオンラインで対面なしでやらなくてはいけなくなったということが、4ページの末で示されているわけです。まず、そのオンライン授業についてまとめてそこで記述をしておいて、学校がその準備をしていく必要があると、「また、」として、冒頭の行の「児童生徒の家庭における通信環境は様々であり常時接続が可能な家庭が限られていることが判明し、家庭におけるWi-Fi環境の有無が」以下そのまま。ですから、Wi-Fiの有無によって、家庭環境で学習環境が変わってしまうということは後半にまとめて、オンライン授業では対面ではないがゆえにいろいろなものを使わなくてはいけなくなったということを、前半に持ってくるというような形で整理されてはどうかと思いました。後でまた、私の手控えをお見せします。すみません、文章を直したのが今お聞きしながらになってしましまして。事前に読んだときも何か少し違和感を感じながら直し方が分からなかったのも、今になり申し訳ありません。事前に申し上げられればよかったです。そういう理解で正しいですか。

対面だったときの「開いて」と言っていて、補助的に筆記用具の延長で使うのとは全く違って、「はい、皆さん見えていますか」とやるのは多分全然違います。こういったデジタルドリルというのは別に対面でも使う予定だったと思います。Google Classroom辺りなど、Google Meetもそうですか、こちら辺になると、正に目の前に人がいない環境で使わなければいけないアプリという感じだろうと思っておりますけど、その理解は正しいですか。合っていますか。ありがとうございます。以上です。

## 山本教育長

ありがとうございます。また確認をさせていただきます。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 谷委員

この間いろいろ私が言ったことを、上手にまとめてくださってありがとうございました。

あと一つだけ、提言②のところ、2行目の「なお」というところからですが、ここにこの間「定量的」などいろいろ書いてあったので、私はそちらに目が行ってしまっていました。よくよくこれを読んでいたら、「主体的・対話的で深い学び」の評価方法を参照しながら」とあります。ここがどうしてもよく分かりません。この「深い学び」の評価方法は特別にどこかが示したようなものがあるのかどうかということが分からなくて、このように書くと、「深い学び」の評価方法はこれですということを、示さなくてはいけなくなるのではないかと思いました。それであれば、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童生徒の発達段階に応じた指標設定」というようにすると、1番分かりやすくまとまるのではないかと思いました。以上です。

## 山本教育長

これは何か評価方法などがあるのでしょうか。

## 学校環境整備課GIGAスクール統括監

非常に抽象的な部分も大きいので、そういった研究をしているところを参考にしてというように。

## 山本教育長

それであれば、先ほど直してもらったような形の方が分かりやすいのかもしれない。

## 谷委員

ありがとうございます。

## 山本教育長

ありがとうございました。

## 森田委員

私は本質的なところでは全くないのですが、6ページの提言②の文章、「の」が3回あるので、「指標における」などがいいのではないかというところ、それが一つと、あと、「ワークライフバランス」ですが、前は「ライフワークバランス」となっていて、あえてそういうことを言う方もおられますけど、これは一般的な仕事と生活の調和ということでの修正でよろしいでしょうか。以上です。

## 山本教育長

提言の内容についてはちょっとまた確認をさせていただきます。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

それでは、今回いただいた意見を私の方で修正した上で、完成版という形で議会の方へ報告させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

それでは、次、対象事務2「不登校対策の充実」について、事務局から説明をお願いします。

## 教育研究所長

資料は10ページからになっております。対象事務2「不登校対策」について、11月臨時教育委員会でご意見いただきまして、加筆、修正した点をご説明いたします。

13ページをお開きください。「点検・評価委員の意見・提言への対応」の中段、「提言①に対応する取組」につきましては、その3段落目の手記集の題名を「不登校の体験が培う希望という力」といたしました。この手記集は「不登校の時期が自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つ」と国の通知にもありますように、子供やその保護者が不登校に向き合ったからこそ、その先に希望が見え、未来をつかみ取ることができた体験を、子供、保護者、そして支援者の言葉でつづっているものです。本日、お手元にお配りさせていただいておりますピンク色の冊子ですが、またお時間があるときに、後ほどご覧いただければと考えております。次に、下から5行目の段落、まとめておりました「新たな不登校を生じさせない取組」につきましては、前回、谷教育委員から「不登校対策は学校の教育活動全体を通して行うものである」というご意見をいただきました。そのことを受けながら、より具体的に説明したいと考え、「授業改善はもちろんのこと、安心・安全な居場所となる学級経営、道徳教育や人権教育の推進、そして児童生徒が主体となった学校行事など、総合的な視点から取り組むことが重要である」と、少し加筆、修正いたしました。

次に14ページ提言②に対する取組につきましては、説明の順番を変更し、前段にICTを活用した不登校の子供への学習支援について期待できることを説明し、その後、教育研究所の取組として、「先行して取り組んでいる学校の実践事例を収集し、リーフレット等で広く発信する」とし、最後に、不登校の子供への留意事項として、「子供の状況や、その家庭の状況を見極めた上で、個々の状況に合わせることをキープポイントとして、子供にとって最適な活用方法を検討する」といたしました。

続きまして提言④につきましては、提言の表現に対してのご指摘を受けまして、「見据えた支援」を挿入いたしまして、「コロナ禍における不登校児童生徒の増加を見据えた支援の検討」と加筆し、

検討する内容を明確にいたしております。そして、対応する取組に説明しております「高知市不登校対応のスタンダード」につきましては、米印を付けて説明書きをこのように追記しました。「不登校対応のスタンダード」は、「ア 「不登校かもしれない」という意識で関わる、イ 学校としての責任を持つ体制をつくる、ウ 欠席対応の基本パターン、欠席1日 電話、欠席2日 電話又は気になる欠席なら家庭訪問、欠席3日 必ず家庭訪問、欠席の情報を学年団で共有し、担任だけでなくチームで支援を行う」というものを加筆しております。

また、提言⑤に対する取組につきましては、「課題のある子どもや、家庭を支援するため」とスクールソーシャルワーカーの役割を加筆しております。

最後に、提言⑥に対する取組につきましても、下線のように少し文言の加筆、修正をしております。

説明は以上です。

#### **山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### **谷委員**

「提言①に対応する取組」の予防的な対応を含め、表記がすごく分かりやすくていい感じになったと思いますし、また、15ページの「高知市不登校対応のスタンダード」を具体的に書いてくださっているので、高知市の全ての学校の先生方はこれに基づいて対応しているということがすごく分かって、効果的な表記になったと思いました。ありがとうございます。

一つ質問ですが、このピンクの冊子「不登校の体験が培う希望という力」ですが、前のときは「希望という力」はなかったです。それを「希望という力」とした経緯、その辺りを教えてもらえればと思います。

#### **教育研究所教育支援センター長**

以前、お示ししましたタイトルは「不登校という体験が培う希望という力」になっていまして、「不登校という」、「希望という」の「という」がダブりますので、それで上の方を「という」から「不登校の体験」と修正をいたしました。

#### **谷委員**

分かりました。ありがとうございました。

#### **西森委員**

修正点については全く何もありません。ありがとうございました。

今、話題になっているこの素晴らしいものですが、これはどういった範囲で配布される予定でしょうか。というのは、不登校ということだけでなく、いろいろ悩みを抱えている大人にとってもヒントになることが書かれていそうな感じがするので、もし許されるものであれば、できるだけ広範囲に、手に取れるチャンスがあればいいと思いました。

#### **教育研究所教育支援センター長**

まず、来週あります校長会の方で紹介をして、高知市の教職員全てに配布をいたします。そのほか、委員さんにもお配りし、それから、図書館の方にも置いていただきます。そして、「ふれあいセンター」というものが高知市にありますけど、そちらの方にも可能であれば置いていただきたいと思っています。あと、市民会館ですとか児童館、そういった箇所に配布の予定です。なかなかこれを直接お渡しする機会というのも、私共もどうすれば本当に困っている方に使用いただけるかというのは、現在検討中でもあります。

#### **西森委員**

ありがとうございます。やっぱり不登校は当事者にとっての問題でもありますけど、周りとしてお支えできることがあればという、たまたま身近にというか、自分の親族にいなくても関係する問

題ではないかと思ったりもするので、そういう意味では今おっしゃられた範囲などいいと思います。学校の図書館などには置かれるご予定はありますか。

#### 教育研究所教育支援センター長

学校にも配付いたします。学校用として職員用とは別に配布の予定です。

#### 森田委員

一つだけ、この「不登校対応のスタンダード」は、基本1日目や2日目というのは、原則主語は担任ということですか。

#### 教育研究所教育支援センター長

学校体系です。基本は担任ですけれども、担任が行けないときはチームとしての対応をお願いしております。

#### 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は ー い】—————

#### 山本教育長

それでは、対象事務3「学力向上対策」について、事務局から説明をお願いします。

#### 学校教育課学力向上指導主幹

資料は18ページからになります。先日いただきましたご助言を基に修正、加筆しました点、7点をご説明させていただきます。

まず、資料21ページをお開けください。21ページ、提言②につきまして、22ページの方に移っていきませんが、1行目、「課題改善を必要とする学校の課題を明確に示すということが大事である」といただきましたことから、そこにありますように、「学力向上の取組が個に留まり組織全体に広がりにくい学校に対して重点的に訪問することを検討している。」と修正を書きました。

2点目、提言③2段落目になりますが、「指導主事が常に国の動向を注視し、オンラインによる研究会に参加ということがありましたが、どのような研究会であるか」ということがありましたので、ここを「全国規模のオンラインによる研究会」と加えさせていただいております。また、続いて「指導主事の姿として、指導主事が学び続けることの重要性を入れるということが大事である」といただきました。そのことから、「指導主事として互いに切磋琢磨し、学び続ける指導主事であることで学校に事業づくりと向き合う姿勢を伝えることにつながる」と入れております。

次に、提言④ですが、「追究」が31ページの方では漢字を「究」で評価委員さんの方からいただいておりますので、ここはそろえております。申し訳ありません。

23ページ、提言⑤につきましては、「授業づくりとして、これからやはり「主体的・対話的で深い学び」の視点の中で、対話の必要性ということで、非常に重要であるので、まず、ここでは対話ということの必要性を示すことが重要である」ということをいただきました。そこで、修正点としましては、「授業における感染予防対策を講じつつ、可能な範囲で授業において他者との対話を通して、自分の考えを広げ、学びを深める場を持つことが大事である。学校の状況等を踏まえ、考えの共有の工夫としての電子黒板や一人1台端末の効果的な活用」ということで、対話的な学びを学校の方でもきちんと工夫してやるということ、まず位置付けさせていただきました。

次に提言⑥では、人材育成の視点ということで、「初任者、年次への組織としての対応ということが見えづらい」ということでしたので、修正点としましては、「人材育成の視点での初任者に対する学校訪問を通して、組織的な授業研究、学級研究での具体的な指導・助言を行っている」と入れております。

最後です。「管理職が初任者や若年に対して、どのように受け止めて支援をしていくか、この関わりも入れるべきである」ということでもいただきました。そこで、最後の修正点の部分ですが、

「年間を通した継続的な訪問により、若年教員に対しての管理職、学校としての組織的支援体制を強化している」と入れさせていただきました。

以上、7点です。よろしくお願いします。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**谷委員**

私のはっきり分かりにくいことを言いましたが、それを分かりやすく、「なるほど」と思うようにまとめてくださってありがとうございました。

一つだけですが、提言の⑥ですけど、評価者の先生の言っていることは、これを見ると、「授業」という言葉は出ていませんし、研修、学力向上推進室の授業に対する取組というよりも、要するに「学校組織や学校の全体の業務など、教育活動のいろんな面において十分ではないのではないか」と書かれていますので、多分この評価者の方はそれを言いたいと思います。ですが、回答が学力のところですので、ちょっと微妙で困ったのではないかという感じはします。

ここの最初の段落の2行目の右端の方、「年間を通した継続的な訪問により、若年教員に対しての管理職、学校としての組織的支援体制を強化している。」とありますが、分かりにくい気がします。この「若年教員に対しての管理職」はどういう意味か分かりにくいです。要は、初任者に対しては、学校訪問で指導しています、組織的なものを指導していますということ、最初に言っていますから、次に、「年間を通した継続的な訪問により、学校としての組織的支援体制を強化しています」ということです。そうすれば、「若年教員に対しての管理職」というところがいらぬような気がします。ですが、「管理職」というのを強めたいとすれば、では、どこに「管理職」を入れるというような、すごく苦勞すると思います。私は結局分かりませんでしたけど、「管理職」を入れて、この「若年教員に対しての」を除くと、すっきりとつながるのではないかという気がします。その方がいいような気がします。次の段落にも「若年教員」や「年次研修」などがありますので、あえてこの「若年教員に対しての」というのもいらぬと思いますし、その辺微妙ですが。要は「管理職」を入れたいのであれば、「管理職を支援するとともに」と「継続的訪問により、学校としての組織的支援体制を強化している」としてはどうかと思います。「若年教員」はいらぬのではないかと思います。ご検討いただいたらと思います。すごく難しいです。

**山本教育長**

先ほどのものを私なりにまとめると、この文章自体を「学力向上推進員による」で、次、「人材育成の視点での初任者に対する」を除いて、「推進員による学校訪問を通して組織的な授業研究、学級経営はもとより、学校経営について具体的な指導・助言を行っている」として、その後は、「若年教員に対しての」を除いて、「年間を通した継続的な訪問により、管理職に対して学校としての組織的支援体制を強化している」という形にすれば、確かに「若年教員」とは書いていないので、上のところの答えになるのではないかと思います。要はそういうことです。学校経営のところメインに出てきた方がというご指摘です。

**谷委員**

そうですね。あとはお任せします。

**山本教育長**

ありがとうございました。

**西森委員**

今の話に被せた感じになってしまいますけど、24ページの様式1の「事業の概要」で見ると、学力向上推進員が訪問して、管理職等に対して指導助言を行う事業なんですね。私はもしかしたら勘違いをされていて、前回それで、管理職がむしろ弱く見えると申し上げたとおりですけれども、現場

にいる先生たちに、授業を見てこうした方がいい、ああした方がいいというイメージでしたが、事業そのものは元々管理職に対してということがメインなんです。

谷委員

両方です。

西森委員

これはそうすると、24ページの「事業の概要」のところはどうなりますか。「管理職等に対し」といってやっているの、「等」と言えば「等」ですが、難しいですね。多分24ページの印象で言うと、管理職を通じて行う、組織的にいって細かいところはある程度おまかせしますが、というような感じでやるイメージは、24ページだけを見ると見える。ただ、おっしゃるとおり両立で、具体的な中身を見ると、どちらかと言うと、一瞬、現場の先生たちに、若い人も指導主事さんも含めて頑張ってくださいと言っているいろいろやっているけれども、ちょっと管理職が端っこで校長室にこもっているというイメージを持ちましたが、そういったこともないということで、これはどうでしょうか。

山本教育長

そのところは管理職等に対してということにしまして、この4番のところに「若年教員を中心とした指導力向上への指導助言」とありますが、実際若年教員の授業を見て、助言という形も行っていきますので、二つありまして、若年教員に対する支援と、それを見ながら学校長に対してこういう形できちんとマネジメントをして、若年教員を育てなければならないということも含めて指導していますので、「等」という言葉の中に全てが含まれているというような形でご理解をいただければと思います。内容としては当然若年教員というところを踏み込んで、また、校長OBなどです。そういう方の経験というのを今の校長先生方に伝えていくということになります。

谷委員

この「事業の概要」の1番、2番にあります。「学校経営計画に基づく学力向上対策の検証」や「組織的機能的な学校運営」など、これは全部校長を中心として、学校全体としてという、そういうこともやりながら初任者の指導もしています。大忙しです。

西森委員

です。柱書きと読んで合わせると間接的な感じに見えました。管理職に対して4を実行して、指導・助言をするように指導・助言しているような感じの授業なのかと、これだけを見ると見ると、今ようやく気が付きました。

山本教育長

もし次回挙げるようであれば、ここも含めて検討しますけれども、内容とすれば、学校全体に対しての全般的なアドバイスということになります。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第44号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案を基本的にととし、いただいたご意見については、私の方で責任を持って修正した上で、報告書として取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

## 山本教育長

それでは、市教委第44号について、報告書の最終の取りまとめは私が行わせていただくことにいたします。

日程第3 市教委第45号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

### 人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第45号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知市立学校にて発生いたしました、いじめの重大事態事案の調査に関し、学校を調査主体とした組織に専門家を加えるために令和3年3月に、いじめ防止等対策委員会委員として委嘱いたしました委員を調査の終了に伴い解嘱するものです。

解嘱いたしますのは、4ページにありますとおり弁護士の福元委員です。福元委員の解嘱により、高知市いじめ防止等対策委員会委員は、5ページにありますとおり、1番から6番にあります通常の6名に、別件調査委員として新たに委嘱しております7番、8番の委員2名を合わせて計8名となります。

ご報告は以上でございます。ご承認をお願いいたします。

## 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

いくつか複数の調査委員会が立ち上がりましたので、委員さんの方を増やしておりましたけれども、調査自体が終わったということです。ちょうどこの方が高知を離れられるということのようですので、そのタイミングもありまして、解嘱しようとするものです。よろしいでしょうか。

### 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第45号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### 委員一同

—————【異議なし】—————

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第45号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第46号「高知市教育委員会請願処理規則の一部改正について」を議題とします。これ以降については、公印の見直しに伴う、公印の廃止をするという内容の議案になっておりますが、個々に説明をさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

### 教育政策課長

6ページになります。教育長も言いましたけれども、以降の議案につきましては、各課で所管する規則のうち、申請書や届出書に押印を求めているものについて、今年8月に策定されました「高知市における押印・署名の見直し基準」に基づき見直しを行いまして、押印を廃止できるものについて、今回、規則の改正を行うものです。

昨年度から国の方でも押印の見直しが進められておりまして、昨年12月18日に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が発出され、それを受けて本市でも、本年4月には「行政手続における押印、書面規制等の見直し方針」、8月には先ほど申し上げました「高知市における押印・署名の見直し基準」を策定し、窓口での時間短縮や行政手続のオンライン化などを視野に入れた押印の見直しに取り組んでいるところです。

私の方からは、日程第4 市教委第46号「高知市教育委員会請願処理規則の一部改正について」ご説明いたします。

この規則は、押印や署名欄を明記した様式等を定めているものではありませんが、条文の中に請願者の「押印」を求めていましたので、その部分を「署名又は記名押印」に改めるものです。請願に関する規則につきましては、今回改正するこの規則のほかに、議会の方で定めています高知市議会会議規則に請願の規則がありますが、そちらの方は既に「署名又は記名押印」に改正されております。同じ請願の取扱いになりますので、今回、文言についてもその議会の方の規則に合わせて「署名又は記名押印」と改正をしたいと考えております。

説明は以上です。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**西森委員**

内容自体はよく分かりました。公布の日はいつになるのでしょうか。

**教育政策課長**

12月1日になります。

**西森委員**

分かりました。

**山本教育長**

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第46号「高知市教育委員会請願処理規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異 議 な し】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第46号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第47号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**学校教育課長**

それでは、議案書8ページをご覧ください。

改正趣旨としましては先ほどありましたように、「高知市における押印・署名の見直し基準」に基づき、高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の請求等に関する手続における請求書等の押印について見直すこととし、様式の一部を改正するものです。

次に、議案書9ページ、また、別紙資料の2ページから30ページに新旧対照表がありますので、ご覧いただければと思います。

改正内容につきましては、規則で定める各関係様式における請求者、申請者、報告者、所属学校長、医師及び訪問看護事業者の押印欄について削除するものです。その削除以外に変更はありません。ただし、資料9ページをご覧くださいと、様式の第2号と第13号が抜けているかと思いますが、そのところにつきましては、実施機関が被災職員等に対して行う通知につきましては、公務災害の認定、補償の決定内容等を証明するものであることから、真正性を確実なものとする必要性もあり、従前どおり印を押して取り扱うこととなっています。なお、資料には出ておりません

が、第2号様式につきましては、教育委員会として、公務災害の認定通知書というものになります。さらに、第13号様式は公務災害補償年金証書ということで、該当する方に教育委員会から証書を発行するものです。その第2条と第13号については従前の取扱とし、それ以外のものについて押印欄を廃止するものです。

ご審議をお願いいたします。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 西森委員

請求する我々市人といいますか民間の側にとっては、判子を押さなくてもとりあえず名前を書けば出せるようになったというような感じで、全般にやりやすくなったと思いました。昨今言われている、昨年特に言われた、そのためにわざわざ登庁するという、人を減らさなければいけないときに通勤しなければいけないなどという問題に関して、例えば今言われた重要な書類には判子は座らなければ駄目だということになっているようですし、ほかに何か行政側として、これで押印のために出てくる必要がなくなったような部分がありますか。これに関してはいいですか。

#### 山本教育長

これに関して言うと、どちらかと言うと、今後のDX化で電子申請など、そういうものを認めるための押印廃止というようなニュアンスが強いので、事務処理する側としては、やはり公権力を行使する場合は、どうしても公印が現段階では廃止はできませんので、言うならば、申請者の利便性を確保することが中心になってくると思います。

#### 西森委員

そういうことですね。分かりました。ありがとうございます。やっぱり場合によっては判子を押すためにご出勤いただくということがあるわけですね。

#### 山本教育長

システムから電子公印を出すということが出来ますので、場合によってはそういうような形でそこはクリアしていくしかないのではないかと思います。ただ、国が定めた様式、契約書など、そういうところはどうしてもそちらの方が変わらないと難しいのではないかと思いますけど、市の許可証などそういうものについては、電子公印を使用することにより、電子決裁した上で公正なものに対して印影を印刷することができるのではないかと思います。そこをにらんでの改正になります。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は ー い】—————

#### 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第47号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

—————【異 議 な し】—————

#### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第47号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第48号「高知市立高等学校の教育職員の長期研修に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## 学校教育課長

議案書、10ページをご覧ください。改正趣旨としましては、先ほどと同じように「高知市における押印・署名の見直し基準」に従い、高知市立学校教育職員の長期研修の申請等に関する手続における各関係様式の押印について見直すこととし、様式の一部を改正するものです。

次に、議案書は11ページを、また、別紙資料の31ページから33ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の下線部が改正となります。

改正内容につきましては、規則で定める各関係様式において、資料の31ページ第1号様式及び32ページ第2号様式の申請者の「印」、33ページ第3号様式の所属学校長の「印」について削除するものです。

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

## 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

## 西森委員

一般論的なことをお伺いします。別冊資料33ページ、人物考査書は校長先生がある種お墨付きするようなものだと思いますけど、これというのは想定されているのは手書きですか。それともパソコン入力で作ることを想定されていますか。

## 学校教育課長

人物考査書の中身ですか。データを学校に送っておりますので、パソコンでの入力になります。

## 西森委員

分かりました。どうしても感覚が古くてついていけないと思ひまして。そういう電子データ的なものというのは何とでも偽造ができるので、どこかに手書きやどこかに判子ということで、犯罪の観点からも文書偽造というものを防止というか、私たちはやっぱりそういったところで見てしまいます。これからこれが学校長と書いてありそのとおりパソコンで印字されると、誰が作成したかということは、その書面自体からは分からなくなるのだろうということを感じました。偽造する人はいないだろうと思ひますけれども。

## 学校教育課長

高知市立高等学校といひますか、高知商業ということになりますが、この書類が提出をされますと、当然教育委員会の方から学校長の方に内容の確認等はさせていただきますので、ただメールが届いたからということで、審査をするようなことはありません。

## 西森委員

ありがとうございます。ですが、本当におっしゃっていただいたように、ちょっとそれはアナログなところは足さない、当面の間は、やっぱりついていきづらひです。

## 山本教育長

訴訟などになったときの真正性の証明などのところで言ひますと、ちょっと心配なところが私の感覚的にはありますが、この後に出てくる奨学金などについても、そこはしっかり見極めてやっております。

## 西森委員

分かりました。ありがとうございます。

## 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 野並委員

私どもは電子カルテというものがあまして、それは上書きが全部記憶されていくということですが、そういうことでしょうか。それとも単にワープロ的なものでしょうか。記録保持ですよ。そうですね。そうになっていますか。

## 山本教育長

通常のWordで使いますので、記録の仕方によっては、いつ更新というのはたぐっていけば出ますけれども、通常は多分分からなくなると思います。第1版、第2版という形でサーバーへ保存していけばできますけれども、そういうような電子カルテのようなシステムとはちょっと違います。ただ、電子決裁を取っていけば、電子決裁の文書については全て残っていきますので、この文書が添付されたということで、一定決裁さえ受ければ真正性の証明というのはできると思います。

電子カルテは改ざんすればすぐ分かるのですね。

## 野並委員

もちろんです。1週間前のものを直したら、そこに何月何日に誰が直したか、直したものが記録されます。

## 岩原教育次長

高知市の方も校務支援システムという児童生徒の出席などという部分に関しては、きちんと記録の方に残されていく、誰が直したという履歴が残っていくという環境はありますけれども、こういった類のまではいいはない。ただ、請求書などが業者から届いたときに、本当に大丈夫なのかというところ、メールで送られてくることもありますので、担保の一つとして、そのメールの記録を置いておくなど、そういった確認の仕方もある、方法論としてそのメールを残しておく話が今のところは出ています。

## 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第48号「高知市立高等学校の教育職員の長期研修に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

—————【異議なし】—————

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第48号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第49号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## 青少年・事務管理課長

まず、議案書12ページ、市教委第49号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」ご説明いたします。

改正趣旨としましては、先ほどから出ています「高知市における押印・署名の見直し基準」に従い、様式の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、議案書の13ページから32ページまで、説明につきましては別紙資料の34ページから47ページまでの新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

別紙資料の34ページの方をご覧ください。また、共通する改正内容についてご説明いたします。「高知市における押印・署名の見直し基準」では、様式のみを押印欄がある手続き

では特に登録印などを求めているなど特段の事情がない限り、押印を求めないということとしておりますから、この規則に定めている様式のみで、認印の押印を求めているものについて、今後押印を求めないとしまして、押印欄を削るなどの改正を行うものです。これが34ページから47ページまで、様式において押印欄を削っていく改正の内容となっています。

なお、これらの様式の中で、印鑑登録を行った実印を押印する箇所がいくつか出てまいります。それにつきましては、連帯保証人が押印するものですが、連帯保証人の意思の確認を厳格に行う予定ですので、見直し基準における「当面押印を継続する行政手続」に該当すると考えていまして、今回、改正の対象とはしておりません。

また、この改正に加えまして、若干様式の中の記載内容を見直したものがありますので、参考までにご説明申し上げますと、34ページ、第1号様式の部分、「電話番号」と書いてある部分が「携帯」の横に二つありますが、それを一つそれぞれ削ったものになります。続きまして、39ページにまいりまして、第7号様式についても下の備考欄の第1項のところの句点の位置を変えるものです。それと、40ページの第8号様式の下の方にありますが、項番号の横に打っているものを除いたもの。最後に、45ページの第14号様式になりますが、この中で日付を記載する「年月日」という欄がありますが、これが上下で二つありまして下の方の部分を削る。こういった内容を、今回、改正するようになっています。

公布の日から施行することとしまして、改正前の様式を修正して使用することができるように、経過措置をしています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いします。

#### **山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

37ページに借用証書がありますが、確かに連帯保証人は残っていますけど、奨学生の印の省略は、構わないのでしょうか。

#### **青少年・事務管理課長**

従来からここを認印で構わないというような手続をしておりますので、奨学金の手続につきましては、規則の条文上、書面を求めるなどそういったことを書いておるわけではないですので、様式についても、今回、認印の部分については除くようにしております。ただ、事務処理上は必ず奨学金を借りられる方、また、返還の手続については、返還される方の意思確認を確実に別途でしていくということをしておりますので、認印について除いたからといって、それが本人の意思確認が漏れているというようなことがないように、事務手続は進めてまいります。

#### **西森委員**

本当に教育長さんがおっしゃられたことと全く一緒で、理屈の上ではそうだろうと思っても、36ページや37ページ辺りで、いわゆる主債務者であるところの奨学生本人からは印鑑はいらないのかと言われて、なかったら訴訟はできないのかといえ、そういうことはないだろうと思いつつながら、やっぱり心情的になかなかついていきづらかったのはあるにはあります。ですが、そういう流れであれば、35ページにあります口座名義人で、お金を振り込んでもらう場所というのは申請者名義に限るので、要するに私が申し込む学生だとすれば、私は西森やよい名義のお金しか入ってこないで、そういう意味では父、母が勝手に受け取ったようですが私は知りませんというような事態は生じないと、そのように一応は考えられるということですね。

#### **青少年・事務管理課長**

手続自体が貸付の申請から始まり、実際返還をしていただきますけれども、手続の中でご本人の意思が必ずどこかに介在します。例えば在学証明書を提出いただいたりする事務手続もありますし、貸付を受けていること自体をご本人が知らないとか、そういったことができる状況ではありません。

**西森委員**

分かりました。ありがとうございます。

**山本教育長**

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第49号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異議なし】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第49号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第50号「高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**図書館・科学館課長**

議案書の方は33ページ、34ページをお開きください。

改正の趣旨につきましてはこれまでと同じく、「押印・署名の見直し基準」に従い、規則改正するものでございます。

それでは、別紙資料の方は48ページから51ページとなります。「高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正」ですが、こちらの当規則につきましては、資料の受入れ及び特別利用等の取扱いに関する必要事項を定めているものでございます。このうち、資料にありますように、様式についての改正になります。

まず、48ページにあります第1号様式「資料寄贈申請書」、その次に、第2号様式「資料寄託申請書」、第7号様式「資料撮影等特別利用許可申請書」、第9号様式「館外貸出等利用許可申請書」、以上の四つにつきましては申請者の押印を求めておりましたが、これにつきましては基準に基づきまして、本人確認としましては、対面や事前のやり取りについて本人確認ができることから、押印欄を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**西森委員**

本人確認ということ、今、おっしゃられました。これは何か手控えなどで何による確認をしたとか、面談によるとか、面識ありとか、そういうようなチェック欄のあるようなシートはあったりしますか。

**図書館・科学館課長**

チェックシートを特に作っているということではないですが、本人確認であったり文書が正しいものかどうかというところで言うと、これらの申請というものは事前のやり取りが必ずありまして、その関係性において、そして、やり取りにおいて本人さんであることを対面等で確認させていただいてからやっています。

**西森委員**

分かりました。ありがとうございます。

全く余談ですが、警察に被疑者に接見に行くときに、警察官がやっぱりチェックしています。「名刺を見せてください」と言って、名刺でチェックした、記章でチェックした、面識ありでチェックしたなどされているので、そういうものがあるのだろうかと思っただけです。やっぱり弁護士を名乗られて全然違う人が来る可能性もありますので。

**山本教育長**

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第50号「高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異議なし】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第50号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第51号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**図書館・科学館課長**

議案書は35ページ、説明等は資料の52ページをご覧ください。

改正の趣旨につきましては先ほどと同じく、「押印・署名の見直し基準」についての一部改正になります。

「高知みらい科学館長に関する規則」につきましては、館長の身分等に関し必要な事項を定めているものですが、委嘱手続において提出する様式第2号の「欠格条項申告書」について、こちらの押印欄を削除するものです。なお、「欠格条項申告書」につきましては人事課が定める会計年度の任用に関する規則についても規定がございますが、そちらの規則でも押印を求めていることを申し添えます。以上です。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

これは職員と一緒に、各自治体に対して照会を全部かけているのでしょうか。

**図書館・科学館課長**

はい。そうです。先ほどのやり取りに関しても、事前のいろんな調査というか聞き取りなどしておりますので、それによって本人確認をしております。

**山本教育長**

これに基づいて、戸籍のある市町村に対して紹介状を出して、前科がないというようなことも含めて確認をしています。

**西森委員**

自動車事故を起こしてはいけませんね。自動車事故を起こすと禁錮以上になります。

**山本教育長**

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第51号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異 議 な し】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第51号は原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

2番委員 \_\_\_\_\_